

第180回 品川区都市計画審議会議事録

1. 開催日 令和5年12月26日(火) 午前10時開催

2. 場所 中小企業センター3階 大会議室

3. 議題

【審議案件】

議第423号 東京都市計画道路の変更(幹線街路環状第6号線)

議第424号 東京都市計画用途地域の変更

議第425号 東京都市計画高度地区の変更

議第426号 東京都市計画防火地域及び準防火地域の変更

4. 委員・幹事

【委員】	星野悦郎	濱出憲治	※	真野洋介	※
	近藤昇	松本亨		金子正秀	
	飯野郁男	馬越浩明		堀川勝央	
	樋口禎良	高橋伸明		あくつ広王	
	山本やすゆき	のだて稔史		藤原正則	
	せらく真央	※	西本たか子	(計17名)	

【幹事】	桑村正敏	中村敏明		有江誠剛	
	鈴木和彦	竹田昌弘		小川晋	
	中道元紀	大石英之		長尾樹偉	
	河内崇	溝口雅之		滝澤博文	※
	櫻木太郎	工藤忠雄		森一生	
	高梨智之	北原淳		平原康浩	
	伊藤大	羽鳥匡彦		佐藤憲宜	
				(計21名)	

※欠席者

5. 議事録 別紙参照

第180回 品川区都市計画審議会

令和5年12月26日

事務局	<p>それでは、お時間となりましたので、始めさせていただきたいと思えます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、年末のお忙しい中、御出席賜りまして誠にありがとうございます。会議の時間は長時間にならないよう努めてまいりますので、皆様の御協力よろしくをお願いいたします。</p> <p>本日でございますが、真野委員とせらく委員から、所用のため欠席という連絡をいただいております。また、本日の予定でございますが、お手元に配付させていただいております次第を御確認いただきまして、本日は審議案件、4件となっております。</p> <p>本日、1番目の議題、議423号でございますが、幹線街路環状第6号線における東京都市計画道路の変更でございます。そして、2番目から4番目は関連する内容となっております。議第424号は都市計画道路の用途地域の変更でございます。そして、425号は、高度地区の変更、それから、最後の426号は、防火地域及び準防火地域の変更ということになっております。</p> <p>以上の4議案のうち、初めの2件、議第423号と424号につきましては、東京都決定案件でございます。そして、425号と426号につきましては、区の決定案件となっております。</p> <p>この内容は、先ほど申し上げましたが、1番目の案件であります議第423号に関連をしておりますため、説明のほうは一括して説明させていただきました後、4件まとめて御審議をお願いしたいと考えております。</p> <p>それでは、会長、よろしく願いをいたします。</p>
星野会長	<p>おはようございます。ただいまから、第180回品川区都市計画審議会を開会いたします。</p> <p>これより審議に入りますが、本日、1名の傍聴を希望される方がおられます。品川区都市計画審議会条例施行規則第3条により、本日の審議会を公開することに対して、問題ないと思われませんが、御異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p> <p>異議なしと御発声いただきました。ありがとうございました。</p>

	<p>会の冒頭に事務局からも発言がありましたが、審議時間が長時間にならないよう、簡潔かつ効率的な御質疑に御協力いただきますよう、よろしく願いをいたします。</p> <p>それでは、審議事項に入らせていただきます。</p> <p>事務局より議第423号から議第426号までの4案件を一括して御説明をお願いいたします。質疑を行った後、4件をそれぞれ個別に審議をお諮りしてまいりたいと思います。</p> <p>それでは、説明をお願いします。</p>
鈴木課長	会長、都市計画課長。
星野会長	都市計画課長、どうぞ。
鈴木課長	<p>それでは、議第423号から426号「東京都市計画道路幹線街路環状第6号線の都市計画変更、及びそれに伴う用途地域等の変更について」、一括し、御説明させていただきます。お手元のA3横の資料を御覧ください。</p> <p>初めに、資料左上を御覧いただきまして、今回御審議いただきます都市計画の種類を記載しております。「都市計画道路」「用途地域」「高度地区」「防火地域及び準防火地域」の変更となっており、都市計画道路、用途地域の変更は東京都決定、高度地区、防火地域及び準防火地域の変更は品川区決定となっております。</p> <p>続きまして、今回変更を予定しております幹線街路環状第6号線につきまして、資料、右側上段に位置図がありますが、御覧いただきまして、青で記載しております部分が幹線街路環状第6号線でございます。品川区東品川二丁目を起点とし、目黒区、中野区、新宿区、板橋区にまたがります、延長約20キロメートルの路線でございます。</p> <p>今回、都市計画変更を実施するのは、資料、右側下段に変更区域を記載しておりますが、五反田方面から大崎駅のほうに向かう、現在陸橋となっている部分、約190メートルの区間となっております。</p> <p>続きまして、今回、都市計画変更に至った背景になりますが、資料の右側、中段を御覧ください。今回、変更区間は、道路の整備が完了しておりますが、現道の道路区域と都市計画道路区域とが一致していない区間となっております。</p> <p>都内の都市計画道路は長期的な視点で都市計画決定されているため、その多くは事業着手までに期間を要し、都市計画法による建築制限が長期化しております。このことを踏まえ、優先整備路線等を除く未着手路</p>

線について「整備すべきものは整備し、見直すべきものは見直す」との考えに基づき検証を実施し、令和元年11月に東京都と23区26市2町が協働で「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」を策定しております。

品川区内の路線についても検証を行い、現道の道路区域が都市計画道路区域と一致していない当区間について、「変更予定路線」と位置付けられました。このたび、「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」に基づき、幹線街路環状第6号線を現道に合わせて都市計画変更するとともに、全路線において車線の数を決定するものでございます。

併せて、「都市計画道路の計画線から30メートル」といったように、都市計画道路を基準として用途地域等の境を定めている箇所について、基準となる都市計画道路の線形が変更となるため、用途地域等の変更も併せて行うものでございます。

続きまして、資料、右側下段の環状6号線の線形変更区域を御覧ください。黄色の区域が変更前の都市計画道路区域であり、今回廃止する区域となります。赤色の区域が現在道路として共有されており、新たに都市計画道路区域に追加する区域となります。

今回の変更は、都市計画道路の計画線を既に整備された道路の線形に合わせて変更を行うもので、新たな用地買収や工事は発生せず、現在の道路形状も変更はございません。

続きまして、資料をおめくりいただきまして、2枚目を御覧いただけますでしょうか。環状6号線の線形変更に伴って実施します、用途地域等の変更概要となります。左側の図面を御覧いただきまして、着色している区域が、今回、用途地域等を変更する区域となります。区域それぞれに番号を振っておりますが、その番号が右側の表と対応しているものでございます。

まず、①の区域ですが、準工業地域から商業地域に、建蔽率を60%から80%に、容積率を300%から500%に、準防火地域から防火地域へ変更を行うものでございます。

次に、②の区域でございますが、容積率を300%から400%に、準防火地域から防火地域へ変更を行うものでございます。図を見ていただきますように、①のところにつきましては、現在、都営住宅が建っているというところでございます。それから、②番は、一部図の下側になりますが、線路敷の部分となっているものでございます。

次に、③の区域ですが、容積率を400%から300%に、防火地域を準防火地域に変更するものでございます。こちらのほうは、400%から300%に容積率が下がるいわゆるダウンゾーニングとなるところでございますが、図を見ていただいで分かるように、線路敷の部分というところになってございます。

続きまして、④の区域では、容積率をこちらも400%から300%に変更するというところでございます。こちら、④のところについては、本日、机上配付させていただきました参考資料という資料を御覧いただけますでしょうか。参考資料を1枚おめくりいただきまして、こちらのほうは400%から300%になるわけですが、もともと地区計画で容積率の上限を定めております。

3ページを御覧いただきまして、A地区のほうでは10分の61、610%という最高限度が定められておまして、C地区についても10分の60、600%というところでございますので、これによる影響はないというところでございます。

続きまして、⑤番、商業地域を準工業地域に、建蔽率を80%から60%に、容積率を500%から400%に変更していくというところでございます。

続きまして、⑥の区域ですが、準工業地域を商業地域に、建蔽率を60%から80%に、容積率を400%から500%に変更するものでございます。

⑦の区域ですが、準工業地域から商業地域に、建蔽率を60%から80%、容積率を300%から500%に、第3種高度地区から高度地区指定なしに、準防火地域から防火地域に変更するものでございます。

⑧の区域でございますが、商業地域から準工業地域に、建蔽率を80%から60%に、容積率を500%から300%に、高度地区指定なしから第3種高度地区に、防火地域から準防火地域に変更するというところでございます。

こちらの⑦、⑧は非常に左側の図では見にくいところがありますが、右側のほうに詳細図1、2をつけさせていただいてございます。

次に、最後になりますが、資料の1枚目にお戻りいただきまして、資料、左側下段を御覧いただけますでしょうか。これまでの経緯でございますが、本年8月と9月に説明会を開催しております。また、この計画案につきまして、都市計画法第17条に基づく縦覧を12月1日から

	<p>12月15日の期間で実施しており、併せて意見募集を行っております。意見募集の資料も添付させていただいておりますが、17条に基づく縦覧に対する意見はございませんでした。</p> <p>最後に、今後のスケジュールでございますが、本日の区都市計画審議会の後、東京都の都市計画審議会を経て、3月上旬に都市計画変更の決定・告示を目指していくものでございます。</p> <p>説明のほうは以上でございます。</p>
星野会長	<p>説明、ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等がございましたら、お願いします。</p> <p>のだて委員どうぞ。</p>
のだて委員	<p>説明会を8月24日と9月2日にやられたということで、説明会に参加した人数、何人の方が参加したのか、そして、どういった質疑や意見などがあつたのかというところを伺いたと思います。</p> <p>それと、今回、現道に合わせて計画を変更するというので、これによって住民への影響はないのかどうかと、車線も決定するというので、車線数についても影響がないかどうかというところを、御質問させていただきたいと思います。</p>
鈴木課長	<p>会長、都市計画課長。</p>
星野会長	<p>都市計画課長、どうぞ。</p>
鈴木課長	<p>説明会のほうでございますが、説明会のほうは、教室型説明会と、それからオープンハウス型の説明会の2方式を行っておりますが、教室型説明会のほうでの参加者はございませんでした。オープンハウス型の説明会のほうでいただいた御意見でございますが、1人の方から御意見をいただきました。</p> <p>変更自体は適切に行われていると感じているというところと、今後も、手続的なところは丁寧に進めていただきたいという御意見をいただいたところでございます。</p> <p>それから、用途地域等の変更に合わせて影響でございますが、現在建っている建物について、建築基準法上の既存不適格等の確認をしましたが、そうした既存不適格となるような建物はございませんでした。</p> <p>それから、今回、併せて路線全体について車線を決定するわけでございますが、それに伴って新たに用地買収が生まれるですとか、計画線の幅が広がるですとか、そうしたところはなく、基本的には周辺の方々に、車線数の決定についても影響はないというところでございます。</p>

	以上でございます。
星野会長	のだて委員、どうぞ。
のだて委員	今回、現道に合わせるということで、住民への影響もないと、車線の変更もないということで、423号から426号まで、賛成したいと思います。
星野会長	そのほか、御質問、御意見は。 藤原委員。
藤原委員	<p>まず、そもそも論をお伺いするんですけども、ここの車線は今スムーズに、今現在でも流れると私は思っているんですけども、元の、初めのこの計画、黄色いところ、何でこんな形で計画をされて、戻すというか、今までの、このままでいいと思うんですけど、この時期まで何でもこういうふうにかかったのかなという思いがあるんです、変更の。そこをお答えいただきたい。</p> <p>それと、まず用途地域等の変更で、この②から行きますか。これ、JRの線路の上ですよ。これを変更することで、具体的にはどういうふうに変わっていくんですかということをお教えてください。</p> <p>それと、この地図、見にくいんですけど、5か6のところの変更で、ここに公園がありますね、公園課長。都営住宅と山手通りの間の公園、これはどういう影響、または影響は全くないのか、公園課としてどう考えるのか、教えてください。</p> <p>それと、建築課長、こういう形で用途が地域と変わってくるけれども、どういうふうに区としての影響というのを、建築課としてどう考えるか教えてください。</p> <p>あと、交通安全担当課長、これ、今の道のままで、私はスムーズに車等、行っていると思うんですけども、その辺について、交通安全担当課長、どういうふうに変更といいますか、そういう形でこのままでいくということ、どういうふうに交通安全担当として考えるのか教えてください。</p> <p>それと、企画課長、せっかくいらっしゃっているので、こういう形で変わっていくというか、このままにしていこうというのは、品川区として、企画として、どのように考えていくか、どのように押さえているか、お伺いします。</p>
鈴木課長	会長、都市計画課長。
星野会長	都市計画課長、どうぞ。

鈴木課長	<p>まず初めに、図にもありますように、黄色から現道の辺り、都市計画線を変更するというごさいますが、これは古い資料を確認したところ、一番最初に都市計画決定されたのが昭和21年3月26日というところごさいます。それで、当時、道路としての線形があったのかどうかということを確認したんですが、昭和19年11月撮影の航空写真にこの山手通りの線形が撮影されております。当時は、道路は黄色の形であったということのごさいます。</p> <p>この黄色の形で、もともと道路があったところに、昭和21年に都市計画道路としての網かけがされたというところごさいます。その後、平成6年度に橋梁の老朽化に伴って、この大崎陸橋の架け替えが行われたんですが、本来であれば、この黄色の線形であったところを、黄色の線形で造るとというのが都市計画道路として位置づけられておりますので、そういう形だったわけです。</p> <p>御覧いただいて分かるように、やはり線形が非常に従前のかぎ型で造るよりも、緩やかなスロープで線形を造ったほうが、交通の円滑化を考慮する上でいいだろうというところで行ったわけです。本来であれば、都市計画手続を行って道路を造ることなんですが、やはり老朽化、それから道路の架け替えを先行して、都市計画道路としての道路整備ではなくて、老朽化に伴った部分で架け替えを行ったというところの状況ごさいます。</p> <p>それから、この図面であります②が一部線路上にかかっているわけごさいますので、基本的に線路上はほぼ将来にわたって建物が建つということはないんですが、用途地域上は、一体的に用途地域をかけていくということごさいますので、線路上ということ、建物が建たないわけごさいますので、今後、影響は特段発生しないと、変化等も起こらないというところごさいます。</p> <p>以上ごさいます。</p>
高梨課長	会長、公園課長。
星野会長	公園課長、どうぞ。
高梨課長	<p>今回の用途地域の変更区域の中に区が管理しているところがあるのではないかというお話ごさいましたが、結論から申しますと、この区域の中に区が管理している公園はごさいません。用途地域の変更区域の北側に大崎五丁目アパート、都営住宅があるんですが、都営住宅の北側に大崎五丁目遊園として、区が管理している児童遊園はごさいますが、今</p>

	<p>回この用途地域の変更区域からは外れているという状況でございますので、影響はないということでございます。</p>
長尾課長	<p>建築課長。</p>
星野会長	<p>建築課長、どうぞ。</p>
長尾課長	<p>今回の用途地域等の変更に関して、建築課としての捉え方というところですが、都市計画決定された情報につきましては、建築課の窓口で情報を御案内しております。今回の変更内容につきましては、予定では3月の月上旬に告示となっておりますので、その変更の前後できちっと情報を、問合せがあったときは対応できるように、都市計画課と連携して対応していきたいと考えています。</p>
工藤課長	<p>会長、交通安全担当課長。</p>
星野会長	<p>交通安全担当課長、どうぞ。</p>
工藤課長	<p>道路が変わりまして、スムーズになって、そのことについてどう考えているかという御質問についてお答えしたいと思います。</p> <p>藤原委員御説明のとおり、この道路、緩やかになった関係で非常にスムーズになったというところは事実でございます。ただ、円滑という面では非常にいいのですが、安全といった面では、やはり走りやすくなった分、スピードが出るといったような部分もございますので、そういったところを警察さんと協力しながら、引き続き安全運転に関する広報・啓発を続けてまいりたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
佐藤課長	<p>会長、企画課長。</p>
星野会長	<p>企画課長、どうぞ。</p>
佐藤課長	<p>都市計画について、どのように押さえるかというところの御質問でございます。私ども企画部門でございますが、都市計画の円滑な実行推進を含めまして、区民の福祉向上に向けた施策の実施について、検討調整等を行っております。</p> <p>また、人口推計も所管しておりますので、そういった人口の動向も含めまして、都市計画部門と円滑に連携いたしまして、福祉の健全な発展と秩序ある整備を担ってまいりたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
藤原委員	<p>会長。</p>
星野会長	<p>藤原委員どうぞ。</p>
藤原委員	<p>こういう施策と申しますか、変わっていくというのは時期にかなって</p>

	<p>いると思うんですけども、品川区内において、こういうような形で、まだ残っているところはあるんでしょうかという質問。</p> <p>あと、すみません、住宅課長、最初に聞くべきだったんですけども、都営住宅はこの用途にかかっていますよね。都営住宅は直接は管轄はしていないと思うんですけども、でも、住宅課として、こういうふうにかかっていることについて、何か意見等があるか教えていただけますか。</p>
鈴木課長	会長、都市計画課長。
星野会長	都市計画課長、どうぞ。
鈴木課長	<p>今回のように、区内、計画線と現道が合わないというのが、先ほど御説明した在り方の方針の中でも位置づけられているんですが、もう一か所ございまして、競馬場前になります。競馬場前が都市計画道路の線形と現道が合っていなかったというところで、こちらについては、同様の手続をもう既に進めまして、計画線、現状に合わせる変更を完了しているものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
竹田課長	委員長、住宅課長。
星野会長	住宅課長、どうぞ。
竹田課長	<p>都営住宅に関する御質問をいただきました。都営住宅等は必要に応じて意見交換、情報公開等をさせていただいております。今回の件につきましても、必要に応じて意見交換、情報交換していきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
星野会長	<p>そのほか御質問、御意見等よろしいですか。</p> <p>西本委員どうぞ。</p>
西本委員	<p>そもそも論なんですけど、東京都における都市計画道路の在り方に関する基本方針とありますが、今、その中での位置づけだということなんですけれども、道路というのは長い期間がかかるので、恐らく現状と、当初の計画と、何十年たっているということはあると思うんですよね。</p> <p>そういう見直しというのは、これからもたくさん出てくるのかなというふうに思うんです。今、例えば都市開発、例えば密集市街地、道路であったり、いろいろ道路のやり方、これから計画しているところもあると思うんですけど、その見直しとか、限定的な見直しというのはどのように考えられるのかなというふうに思います。</p> <p>現状を重視ということになれば、当然、計画から外れてくるところも</p>

	<p>出てくるわけです。例えば住宅がたくさん建っちゃっていると、そこに道路を通すなんてできないと。現状とかけ離れているし、というところで変更可能なのかとか、そこまでまだ、この在り方に関する情報の中には入っているのか、入っていないのかということをお教えください。</p> <p>それと、用途地域変更ですけれども、この7番、8番、これ、7番が準工から商業、8番が商業から準工となっていますけれども、周りはどうだったんですか、これは。周りがこうだから、周りに合わせてこういう現状になったということなのか。</p> <p>ここだけ、とっても狭いというか、どれだけのエリア、平米数なのか分からないんですけど、非常に狭い地域なのかなと思うんですが、これはなぜそういうふうに変更せざるを得なくなったのかというところを、御説明ください。</p>
鈴木課長	会長、都市計画課長。
星野会長	都市計画課長、どうぞ。
鈴木課長	<p>まず、今回、現道に合わせて変更をかけるということでございますが、先ほど御説明した、令和元年11月に東京都と関係区市で策定しました在り方の基本方針の中では、品川区内でいきますと、10路線11区間についても、このまま都市計画道路として進めるのか、一旦見直しを行っていくのかということで、検証を行ってございます。</p> <p>その際、その道路を造らなくても、その周辺に代替となるような道路が既にあるですとか、あるいは、概成道路とって、都市計画道路の幅にはまだ整備されていないが、例えば20メートルの計画線だった場合に、おおむね現道が例えば18メートル普通にあって、もうこの道路は20メートルまで拡幅しなくてもいいかどうか、そうしたところを幾つもの指標といいますか、検証項目を設定して、区内でいきますと10路線、11区間について検証を行って、基本的には、やはり都市計画道路としての、道路ネットワークですとか、そうした観点から、必要だということなので、在り方のほうでも位置づけているということでございます。</p> <p>時期は、これからいろいろ、様々検討しながら、その整備時期については考えていくことになると思いますが、在り方の基本方針の中では、そうした区内の道路についてもしっかり検証して、見直すべきものは見直していくという考えによる検証を行って、整備してきたということでございます。</p>

	<p>それから、このA3横の資料の2枚目の御指摘の7、8の表に、右側の絵でいうと、非常に狭い色分けになっていますが、これは、この狭い色分けで用途地域を設定しているわけではなくて、もともとのこの用途地域を見ると、この黄色ですとか赤というところが、もっと大きい用途地域として位置づけられている。</p> <p>先ほど、なぜこうなったかという御質問については、用途地域境というのが、都市計画道路から30メートル以内と、それ以外で用途地域境を設定しているものですから、今回、道路の線形が変わったというところで、この用途地域境も見直しを図ると、多少こういう見直しが必要になったと。</p> <p>もともと変更後も、こういう狭い形で、用途地域が定まるということではなくて、変更するのがこの狭い部分だよというところでの資料でございます。</p>
西本委員	はい。
星野会長	西本委員、どうぞ。
西本委員	<p>ありがとうございます。先ほどの10路線考えられているということなんですけど、これって公表されていまして。10路線、新たにいろいろ今、見直しを図られているということの、先ほど御答弁いただいた内容についての公表というのは、何か見れば、例えば東京都のところを見れば分かるとか、情報源を今見れるところの範囲の中で教えてください。</p> <p>用途地域、分かりました。エリアが変わるので、それに応じてエリア設定が変わったよということをお答えいただきました。商業地域になるということは、ここにもありますけれども、商業的に使ってもいいというふうになるわけですね。今は、そういう用途はないと思うんですけど、今後はそういう使い方も出てくる可能性はあるのかなと思いますけど、決まりというところでは、より商業的に使うことができるというのは緩和されたのかなと思いました。その理解でよろしいでしょうか。</p>
鈴木課長	会長、都市計画課長。
星野会長	都市計画課長、どうぞ。
鈴木課長	今この在り方の基本方針につきましては、検討段階、あるいは、方針策定時に、建設委員会のほうでも随時御説明をして、御報告していたというところと、現在、この冊子という形で、基本方針という形で取りまとめられておりますので、こちらの中に区内の対象路線の内容も含まれ

	<p>ているというところでございます。</p> <p>それから、商業地域のところは、基本的には都市計画道路から30メートル以内が商業地域ということで、これまでも商業地域だったところが、その30メートルの線の引き方の違いによって、都市計画道路の線形が変わることによって、それが広がったり、狭まったりというのが、本来の用途地域の変更でございますので、基本的には、西本委員御指摘のとおり、準工から商業ということになりますと、建築基準法上では、より、用途地域的に、特に商業施設的なところですか、そうした用途地域の建てられる建物の種類が増えていくという形になってございますが、今回の変更でいいますと、面として、準工業だったところががらつと商業地域に変わるということではございません。</p> <p>大きな市街地の状況としては、全く変化はないのかなという認識でございます。</p>
西本委員	ありがとうございます。
星野会長	そのほか、御意見、御意見等あれば、どうぞ。
のだて委員	会長。
星野会長	のだて委員、どうぞ
のだて委員	<p>道路の在り方に関する基本方針についていろいろ質疑があったので、私も1点だけ意見を述べさせていただきたいと思います。今回の都市計画道路の在り方ということで、令和元年11月に策定されたということですが、私は、この見直しが不十分だと思っています。</p> <p>区内には10路線、3本ありますけれども、やはり区の道路が住宅街、商店街を壊して、今進められようとしているというところから、そうした下で住民への生活が壊されているというところですから、こうした70年前の計画をゴリ押しするのではなくて、やはり住民の暮らしをしっかりと見て、見直すべきだというふうに意見を述べておきたいと思いません。</p> <p>もし、何か答弁あれば、お伺いします。</p>
鈴木課長	会長、都市計画課長。
星野会長	都市計画課長、どうぞ。
鈴木課長	まさに、今、委員が御指摘いただいたように、やはり都市計画決定された、物によっては昭和初期、昭和20年代、古いということもあって、まさにその基本構想については、そうした観点から、様々な変化も加えながら、見直すべきものは見直すという観点から、東京都と関係区市が

	<p>一体となって検証を行ったものでございます。まさに、のだて委員、御指摘いただいた視点で、見直し、検証を行って、やはり必要があるという結果で、これを東京都と連携しながら、都市計画道路、交通の円滑化に向けてしっかり進めていくというところでございます。</p>
<p>星野会長</p>	<p>そのほか、御質問、御意見、いかがでございませうか。</p> <p>それでは、議第423号につきまして、お諮りをしたいと思ひます。議第423号「幹線街路環状第6号線における東京都市計画道路の変更」につきまして、案のとおりで差支えない旨、答申することといたしたいと思ひますが、賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(全員賛成)</p> <p>全員賛成でございませう。さよう決定させていただきます。</p> <p>続きまして、議第424号「東京都市計画用途地域の変更」につきまして、案のとおりで差支えない旨、答申することといたしたいと思ひますが、賛成の方、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(全員賛成)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成でございませう。さよう決定をさせていただきます。</p> <p>続きまして、議第425号「東京都市計画高度地区の変更」につきまして、案のとおりで差支えない旨、答申することといたしたいと存じますが、賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(全員賛成)</p> <p>全員賛成です。さよう決定させていただきます。</p> <p>最後に、議第426号「東京都市計画防火地域及び準防火地域の変更」につきまして、案のとおりで差支えない旨、答申することといたしたいと存じますが、賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(全員賛成)</p> <p>全員賛成でございませう。さよう決定をさせていただきます。</p> <p>以上で、本日予定しておりました全ての審議が終了いたしました。</p> <p>最後に、事務局より連絡事項がございましたら、お願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>御審議ありがとうございました。</p> <p>次回の都市計画審議会の日程についてでございますけれども、日程は、令和6年3月13日、水曜日、午後2時から午後4時を予定をしております。変更等がある場合には、また御連絡をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。</p>

	事務局からは以上でございます。
星野会長	ありがとうございます。 これもちまして、第180回品川区都市計画審議会を閉会いたします。 円滑な御審議をいただきまして、ありがとうございました。

— 了 —